

用語について

<p>在宅療養支援 病院</p>	<p>厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生(支)局に届け出ている病院 主な施設基準は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 病院であって、病床数が200床未満又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないこと 2. 当該病院において、24時間連絡を受ける担当者を配置していること 3. 当該病院において、又は訪問看護ステーションとの連携により、24時間往診や訪問看護の提供が可能な体制を確保していること 4. 当該病院において、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を確保していること 5. 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連絡調整を担当する者と連携していること <p style="text-align: right;">等</p>
<p>在宅療養支援 診療所</p>	<p>厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生(支)局に届け出ている診療所 主な施設基準は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 在宅医療を担当する常勤の医師を3名以上配置していること(連携する医療機関と合わせた人数の場合もあり) 2. 当該診療所において、24時間連絡を受ける保険医又は看護職員を配置していること 3. 当該診療所を中心として、他の医療機関、訪問看護ステーションとの連携により24時間往診や訪問看護の提供が可能な体制をとっていること 4. 緊急入院の受け入れ体制を確保していること 5. 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連絡調整を担当する者と連携していること <p style="text-align: right;">等</p>
<p>在宅療養支援 歯科診療所</p>	<p>厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生(支)局に届け出ている歯科診療所 主な施設基準は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の医師が1名以上配置されていること 2. 歯科衛生士が1名以上配置されていること 3. 歯科診療所において、迅速に歯科訪問診療が可能な歯科医師を配置していること 4. 在宅医療を担う医療機関と連携を図り、必要に応じて、情報提供できる体制を確保していること 5. 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連絡調整を担当する者と連携していること <p style="text-align: right;">等</p>
<p>在宅患者訪問薬剤 管理指導</p>	<p>在宅で療養を行っている患者で通院が困難なものに対して、医師や歯科医師の指示のもと薬剤師が自宅を訪問し、本人または家族に服薬指導や服薬支援等の薬学的管理指導を行った場合に算定するもの</p>
<p>地域支援体制加算</p>	<p>かかりつけ薬剤師が機能を発揮し、地域医療に貢献する薬局について夜間・休日対応等の地域支援の実績等を踏まえた評価</p>
<p>特定事業所加算</p>	<p>居宅介護支援事業所において、専門性の高い人材の確保(人員体制)や研修の実施、困難事例に対する支援の提供などの要件を満たした場合に算定</p>